

## 保険を活用した事業者の損害賠償責任履行の確保のための制度

	自動車損害賠償責任保険(S30～)	原子力保険(S37～)	タンカー油濁賠償保障契約(S51～)	(参考)住宅性能保証制度(S55～)
根拠法令	自動車損害賠償保障法(自賠法)	原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)	油濁損害賠償保障法(油濁法)	—
保険加入義務の担保	保険に加入しなければ自動車を運行の用に供してはならない(自賠法第5条) 保険会社等の発行する自動車損害賠償責任証明書の提示がなければ、自動車検査済証等の交付がなされない(自賠法第9条) ⇒義務違反に対し罰則の適用	賠償するための措置を講じていなければ原子炉の運転等をしてはならない(原賠法第6条) ⇒義務違反に対し罰則の適用	タンカーは補償契約が締結されていなければ二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない(油濁法第13条) ⇒義務違反に対し罰則の適用	—
加入希望者の加入機会の確保のための措置	保険会社等の引受義務	あり: 保険会社は政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない(自賠法第24条)	なし	なし
	その他の措置	なし	なし	なし
保険キャンペーンの確保のための措置	リスク分散のための仕組み	共同プール事務の実施(自賠法第28条の4、保険業法101条第1号第1項) 個社の引受けに係る保険料をプールに提供し、一定割合で加盟保険会社に配分。保険会社の支払った保険金額は一定割合で加盟保険会社が負担(収支率の平準化)	(日本原子力保険プールの設置(保険業法第101条第1号第1項)) 16社の共同引受けに係る保険をプール加盟24社で再配分し保有。日本プールとして保有する保険の一部を国内外の再保険会社及び海外の同様の原子力保険プールに対し再保険。	(国際プールの設置(日本の主な引受先である船主責任保険組合は海外の同種の組合(P&Iクラブ)とプールを構成)) (他に民間保険会社2社で責任保険の引受を行っており、それぞれ民間の再保険会社に出再しリスクを分散)
	支払い限度額の設定	保険金額の上限の設定(保険金額を政令で規定(例:死亡時3000万円))	確保すべき賠償資力の限度(賠償措置額)を設定(例:1万kw超の原子炉の場合民間の責任保険契約と政府の補償契約とで600億円、原賠法第7条)	責任限度額の設定(例:5万トンクラスのタンカーで、50億円程度、油濁法第6条)
	料率の統一	ノーロス・ノープロフィットの原則に基づく料率の審査(自賠法第25、26条)、料率算定機構による基準料率の算定(料団法第3条)	(料率の統一(日本原子力保険プールにおける料率の設定))	なし(船主責任保険組合及び民間保険会社における事故発生率等を勘案した料率の設定)
	その他の措置	なし	なし	なし
約定した保険金の確実な支払いを確保するために必要な保険料収入確保のための措置	ノーロス・ノープロフィットの原則に基づく料率の審査(自賠法第25、26条)、料率算定機構による基準料率の算定(料団法第3条)	(日本原子力保険プールにおける料率の設定)	(船主責任保険組合及び民間保険会社における事故発生率等を勘案した料率の設定)	(民間保険会社における事故発生率等を勘案した料率の設定)
約定した保険金と実際の賠償額との乖離の解消のための措置	(既存の任意保険で対応)	賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認める場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が補助(原賠法第16条)	責任限度額を超える損害が発生した場合は、石油会社の拠出による国際基金(補償限度額約1,200億円)より一定額の補償を実施(油濁法第22条、第30条の3)	なし
事業者が賠償能力を失った場合の措置	事業者が事故により大きな負担を負う場合	(保険契約の限度額で対応)	賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認める場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が補助(原賠法第16条)	責任限度額を超える損害が発生した場合は、石油会社の拠出による国際基金(補償限度額約1,200億円)より一定額の補償を実施(油濁法第22条、第30条の3)
	事業者が事故以外の理由で倒産等した場合	(倒産事業者は自動車を運行することが通常考えられない)	(倒産事業者は原子炉を運転することが通常考えられない)	(倒産事業者はタンカーを運行することが通常考えられない)
保険者の倒産への対応	損害保険契約者保護機構が100%補償	なし	なし	なし
中途解約の防止	自動車の滅失により登録を抹消した場合等を除き、責任保険契約の合意による中途解約を禁止(自賠法第20条の2)	なし	なし	なし
円滑・適正な保険金の支払いのための措置	被害者は、保険会社に対し保険金額の限度において損害賠償額の支払いを請求することができる(自賠法第16条) 被害者は、保険会社に対し保険金の仮渡しを請求することができる(自賠法第17条) 保険会社は、統一的な支払い基準に従い保険金を支払い(自賠法第16の3) 支払い基準等に関する書面の交付と保険金支払いに関する重要事項の説明(自賠法第16の4、16の5)	なし	被害者は、保険会社に対し保険金額の限度において損害賠償額の支払いを請求することができる(油濁法第15条)	なし
公正・迅速な紛争処理のための仕組み	(財)自賠責保険・共済紛争処理機構(自賠法第23条の5)の設置(運営費は保険会社からの出捐。一部特別会計(※)から補助) ※ 特別会計: 保険会社に対する賦課金により運営	文部科学省に原子力損害紛争審査会を設置(原賠法第18条)(運営費は一般会計)	なし	住宅保証機構に「保証事故審査会」を設け、登録業者(住宅の売主等)と住宅購入者等との紛争を処理 住宅保証機構に「住宅瑕疵保証責任保険審査会」を設け、登録業者又は住宅購入者等と保険会社との間の保険金の支払いに関する紛争を処理(保険会社と共同運営)
国のバックアップ	無保険車、ひき逃げなど保険では対応できないものは政府保障事業(特別会計(※))で対応 ※ 特別会計: 同上	賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認める場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が補助(原賠法第16条) 事業者が損害賠償の責を負わない異常に巨大な天災地変、社会的動乱により生じた損害について政府は必要な措置(原賠法第17条)	なし	中小事業者の負担を軽減するため、国の補助金、住宅保証機構の資金、事業者の参加金からなる「瑕疵保証円滑化基金」を造成。